

北上市下水道事業管理規程第1号

北上市農業集落排水処理施設規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月19日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市農業集落排水処理施設規程の一部を改正する規程

北上市農業集落排水処理施設規程（令和2年北上市下水道事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(排水設備の新設等の確認申請)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する排水設備の新設<u>又は改造</u>若しくは撤去（以下「新設等」という。）の確認を受けようとする者は、農業集落排水施設排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第1号）並びに次に掲げる書類及び図書を正副2通作成して管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>(工事の確認等)</u></p> <p>第4条 条例第7条第1項に規定する指定工事店が請け負う新設等の工事の設計審査及び材料検査並びに工事完了の確認は、<u>管理者の指定する市職員が行う。</u></p>	<p>(排水設備の新設等の確認申請)</p> <p>第3条 条例第5条に規定する排水設備の新設<u>若しくは改造若しくは撤去</u>（以下「新設等」という。）の確認<u>又はその変更の確認</u>を受けようとする者は、農業集落排水施設排水設備等計画（変更）確認申請書（様式第1号）並びに次に掲げる書類及び図書を正副2通作成して管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>第4条 <u>削除</u></p>

(工事の完成)

第5条 第3条第3項の規定により適合することの確認を受けた者 (以下「設置者」という。) は、新設等の工事が完了したときは、農業集落排水施設排水設備等工事完了届 (様式第2号) により届け出なければならない。

2 管理者は前項の届け出により、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令、条例及びこの規程の規定に適合することを確認したときは、農業集落排水施設排水設備等工事完了検査済証 (様式第3号) を設置者に交付するものとする。

(有害排水)

第11条 条例第10条に規定する汚水以外で生活環境に有害となる廃水及び施設に損傷を与える物質とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(5) [略]

(行為の許可)

第12条 [略]

(工事の完了等)

第5条 条例第7条第2項に規定する工事完了の届出は、農業集落排水施設排水設備等工事完了届 (様式第2号) によらなければならない。

2 条例第7条第4項の検査済証は、農業集落排水施設排水設備等工事完了検査済証 (様式第3号) とする。

(有害排水)

第11条 条例第15条に規定する汚水以外で生活環境に有害となる廃水及び施設に損傷を与える物質とは、次の各号に掲げるものをいう。

(1)～(5) [略]

(行為の許可)

第12条 [略]

(準用規定)

第13条 排水設備指定工事店の指定の取消し等については、北上市下水道規程第13条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「条例第15条第1項」とあるのは「条例第17条の規定により準用する北上市下水道条例(令和7年北上市条例第43号)第15条第1項」と、同条第2項中「条例」とあるのは「北上市下水道条例」と読み替えるものとする。

(補則)

第13条 [略]

(補則)

第14条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。